

宮津市公報

平成20年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 25 宮津市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 1
26 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 1

告 示

- 122 宮津市議会定例会の招集 2
123 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
124 宮津市智恵の輪提案制度実施要綱を廃止する要綱 2
125 宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 3
126 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託 3
127 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 3
128 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 3
129 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 4

訓 令

- 7 宮津市職員の提案に関する規程を廃止する規程 4

公 告

- 47 差押財産の公売等の公告 5
48 不動産等の最高価申込者決定の公告 7
49 公示送達 7
50 公示送達 8
51 平成21年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号 8
52 市有土地・建物売払の一般競争入札 8

水 道 企 業

《告 示》

- 24 宮津市指定給水装置工事業者の指定 10

教 育 委 員 会

《規 則》

- 6 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 10
7 宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則 11

《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 11

選挙管理委員会

《告示》

27 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 11

公平委員会

《規則》

1 職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則 12

規 則

宮津市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第25号

宮津市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成4年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第3条第2号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

* * *

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第26号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第1条 公益法人等への職員の派遣に関する規則（平成14年規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

第2条の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

別表中「公益法人等」を「公益的法人等」に、「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部改正）

第3条 宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

（宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部改正）

第4条 宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正）

第5条 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、「。以下「公益法人等派遣条例」という。」を削る。

（宮津市職員通勤手当支給規則の一部改正）

第6条 宮津市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第15条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第7条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「無給公益法人等派遣職員(公益法人等への職員の派遣等に関する条例)」を「無給公益的法人等派遣職員(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第2条第3号ウ中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第7条第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第11条第2項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第122号

平成20年第6回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月21日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成20年12月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 漁師町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 事務所の所在地
 - 宮津市字漁師1660番地
 - (2) 代表者に関する事項
 - 住所 <以下揭示済>
 - 氏名 三上清隆
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員改選による。
平成20年11月26日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第124号

宮津市智恵の輪提案制度実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成20年11月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市智恵の輪提案制度実施要綱を廃止する要綱
宮津市智恵の輪提案制度実施要綱(平成4年告示第6号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第125号

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年11月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年告示第125号）の一部を次のように改正する。

第4条中「株式会社、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

第13条第5号中「、会社整理開始」を削る。

附則第2項の見出しを「（貸付額の特例）」に改め、同項中「平成13年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成20年12月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住 所 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号

氏 名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義 治

* * *

宮津市告示第127号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成20年12月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において65歳以上の者
 - (2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
堀川 義 治	宮津市由良診療所
- 7 予防接種を行う期間 平成20年12月1日から平成20年12月19日まで

* * *

宮津市告示第128号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成20年12月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 麻しん、風しん
- 2 予防接種の対象者の範囲

- 第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
- 第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
- 第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
- 第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
堀川 義治	宮津市由良診療所		

7 予防接種を行う期間

平成20年12月1日から平成21年3月31日まで

* * *

宮津市告示第129号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年12月1日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第106号

- (1) 名称 さくら設備
- (2) 所在地 福知山市夜久野町額田623番地
- (3) 代表者 小谷勝己
- (4) 指定期間 平成20年12月1日から平成24年12月31日まで

訓 令

宮津市訓令甲第7号

庁中一般
各 かい

宮津市職員の提案に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職員の提案に関する規程を廃止する規程
宮津市職員の提案に関する規程（昭和60年訓令甲第29号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第47号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告		
差押財産を公売するにあたり、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定の例により次の事項を公告するとともに、同法第99条の規定の例により見積価額を公告します。 平成20年11月11日		
宮津市長 井上正嗣		
公売財産	別紙2のとおり	
公売保証金	別紙2のとおり	
公売方法	入 札	
公売参加 申込期間	平成20年11月13日(木)午後1時から 平成20年11月27日(木)午後5時まで	
入札期間	平成20年12月3日(水)午後1時から 平成20年12月10日(水)午後1時まで	
公売場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上	
売却決定	日 時	平成20年12月17日(水)午後2時
	場 所	宮津市市民室収納係
	買受代金納付期限	平成20年12月17日(水)午後2時30分
見 積 価 額	別紙2のとおり	
買受人の資格及び要件	国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く。	
その他の公売条件	別紙1のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を市民室収納係に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、市民室収納係に用意してあります。		

別紙 1

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2 公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 3 公売保証金の納付は、入札者(入札者が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(ごく一部利用できないカードがあります。)、指定する口座への振込み、現金書留による送付(50万円以下の場合に限る。)、郵便為替(発行の日から起算し、175日を経過していないもの)の送付又は現金(東京都手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。ただし、振出しの日から起算して8日を経過していないもの)に限りします。 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。 5 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の入札者を最高価申込者と決定し、最高価申込者に対し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなします。 7 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限りします。なお、次順位申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN ID を次順位買受申込者氏名とみなします。 9 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
-----	---

- 10 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。
- 11 宮津市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 12 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税額に相当する領収書又は印紙（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条に規定する領収書及び印紙をいう。）、自動車検査登録印紙等を買受代金納付期限までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可又は承認を受ける必要があるものも、買受代金納付期限までに完了してください。
- 13 公売財産が滞納者等に保管されているときは、宮津市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、宮津市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 14 買受人の希望により自ら登録を行う場合（自動車など）は、売却決定後、速やかに移転登録等の手続を行ってください。
- 15 上記12については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」とともに買受代金納付期限までに提出してください。
- 16 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 17 公売財産が土地の場合は、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 18 公売公告の内容は、宮津市市民室収納係で閲覧することができます。
- 19 公売財産が自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が近畿運輸局京都運輸支局以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は、郵送によって行います。
- 20 ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により、公売を中止することがあります。
- 21 入札者等が自己にかかわる情報等が第三者に知られ、又は不正に使用される等により損害を受けた場合、宮津市は何ら補償しません。
- 22 その他については、宮津市インターネット公売ガイドラインによります。なお、その内容については、インターネット上で閲覧することができます。

別紙 2

売却区分番号	宮 3	見積価額	4,200,000円
		公売保証金	420,000円
公売財産の表示	財産の表示（登記簿の表示による）		
	一棟の建物の表示		
	所 在	宮津市字由良小字浜頭2282番地 1	
	建物の名称	セバーグ由良	
	専有部分の建物の表示		
	家屋番号	字由良2282番 1 の1104	
	建物の名称	1104	
	種 類	居宅	
	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建	
	床面積	11階部分 148.35㎡	
	敷地権の目的たる土地の表示		
	土地の符号	1	
	所在及び地番	宮津市字由良小字浜頭2282番 1	
	地 目	宅地	
	地 積	2,722.67㎡	
敷地権の表示			
土地の符号	1		
敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	851,775分の15,460		

公売財産の概要	<p>1 公売物件は、北近畿タンゴ鉄道宮津線の丹後由良駅から北に約600mに位置し、夏季は由良浜海岸を目の前に、海水浴客で賑わう民宿や旅館が混在する地区の中央部に、公売物件である高層リゾートマンションが立地している。</p> <p>2 南西側は幅員約7mの国道178号線と、北西側は幅員約11mの舗装市道と、さらに南東側は幅員約3mの舗装市道と隣接し、それぞれ等高している。また、北東側は松林を挟んで由良海水浴場と隣接している。</p>
利用状況等 法的規制	<p>1 公法上の規制 都市計画区域（非線引）で用途指定無（建蔽率：70%、容積率：200%）</p> <p>2 上水道は完備されているが、公共下水道、都市ガスは未整備である。</p>
公売条件 その他	<p>1 買受人は、現所有者が滞納する管理組合費及び修繕積立金2,261,200円（平成20年11月末現在）並びに売却決定日までに新たに発生する管理組合費及び修繕積立金の支払義務を承継する。</p> <p>2 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>

問い合わせ先：宮津市市民室収納係 (0772) 22-2121 (内線 268・269)

* * *

宮津市公告第48号

不動産等の最高価申込者決定の公告					
<p>国税徴収法（昭和34年法律第147号）第104条の規定により、平成20年宮津市公告第42号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条の規定により公告します。</p> <p>平成20年11月11日</p> <p style="text-align: right;">宮津市長 井上正嗣</p>					
売却区分番号	公売財産		最高価申込価額	最高価申込者の氏名又は名称	
	名称・性質・所在・その他	数量			
宮 - 2	財産の表示（登記簿の表示による）		1室	1,200,000円	(株)サン・オーク
	一棟の建物の表示				
	所 在 宮津市字日置小字チハラ4162番地2				
	建物の名称 マリントピア天橋立				
	専有部分の建物の表示				
	家屋番号 字日置4162番2の39				
	建物の名称 606				
	種 類 居宅				
	構 造 鉄筋コンクリート造 1階建				
	床 面 積 7階部分 59.65㎡				
	敷地権の目的たる土地の表示				
	土地の符号 1				
	所在及び地番 宮津市字日置小字チハラ4162番2				
	地 目 宅地				
	地 積 713.35㎡				
	敷地権の表示				
土地の符号 1					
敷地権の種類 所有権					
敷地権の割合 235,980分の6,330					
最高価申込者の決定年月日		平成20年11月5日(水)			
売却決定	日 時	平成20年11月12日(水)午後2時			
	場 所	宮津市市民室収納係			

* * *

宮津市公告第49号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市企画財政室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地説明

物件所在地において、平成20年12月4日（木）に、物件番号5～7については午前10時30分から、物件番号12については午後3時30分から、物件番号13については午後4時30分からそれぞれ30分程度現地説明（物件の概要説明）を行う。

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成20年12月16日（火）午前10時30分開始 物件番号順に行う。
受付を午前9時から午前10時までに行うこと。

(2) 場 所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室
なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を預けていない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(14) 平成20年度第2回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

(2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。

9 契約の締結

(1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から8日以内に契約を締結すること。

(2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。

(3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。

(4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる。）。

(5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することが出来ない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則及び平成20年度第2回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市企画財政室管財契約係

電話 (0772)22-2121 内線214

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第24号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08104号

(1) 名称 さくら設備

(2) 所在地 福知山市夜久野町額田623番地

(3) 代表者 小谷勝己

教育委員会

〈規則〉

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月5日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

宮津市教育委員会規則第6号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和63年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（学校評価）

第5条の2 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、その実情に応じ、適切な項目を設定して、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（情報の提供）

第5条の3 校長は、児童生徒の保護者及び地域住民その他の関係者に対して、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

宮津市教育委員会規則第7号

宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立幼稚園管理に関する規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項及び第3項中「教育委員会」を「委員会」に改める。

第11条を次のように改める。

（幼稚園評価）

第11条 園長は、幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況について、その実情に応じ、適切な項目を設定して、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 園長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園児の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 園長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（情報の提供）

第11条の2 園長は、園児の保護者及び地域住民その他の関係者に対して、幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第14号

平成20年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月14日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成20年11月28日(金) 午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月28日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 尾 美智子

1 縦覧の期間 平成20年12月3日から12月7日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1

（宮津市役所内）

宮津市選挙管理委員会事務局

公平委員会

〈規則〉

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮津市公平委員会
委員長 尾関紀男

宮津市公平委員会規則第1号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和41年公平委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項」に改め、同条第2項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。